附則第十八条の二中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「A×4.882」を「A×α」に、「B×4.882」を「B×β」に改め、同条中算式の符号を次のように改める。

算式の符号

A　前年度の事業に係る事業所税の資産割に係る課税の対象となつた事業所床面積の数値

B　前年度の事業に係る事業所税の従業者割に係る課税の対象となつた従業者給与総額

α　青森県青森市にあつては5.9442、群馬県前橋市にあつては1.6033、愛知県一宮市にあつては4.8610、三重県四日市市にあつては4.8643、福岡県久留米市にあつては1.7705とする。

β　青森県青森市にあつては6.9122、群馬県前橋市にあつては3.4839、愛知県一宮市にあつては4.8610、三重県四日市市にあつては9.4358、福岡県久留米市にあつては3.3141とする。

附則第十八条の三の見出し中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条中「平成二十二年度に限り」を「平成二十三年度に限り」に、「A×α」を「A×0.1091」に、「β円」を「1,440.3円」に、「平成22年1月1日」を「平成23年1月1日」に改め、同条算式の符号中「α　青森市にあつては0.0715、前橋市にあつては0.0434、一宮市にあつては0.0679、四日市市にあつては0.0825、久留米市にあつては0.1091とする。」及び「β　青森市にあつては433.2、前橋市にあつては543.6、一宮市にあつては1,091.1、四日市市にあつては510.3、久留米市にあつては1,299.3とする。」を削る。

附則第十八条の三の次に次の一条を加える。

（ゴルフ場利用税交付金の基準額の算定方法の特例）

第十八条の四　平成二十三年度に限り、宮城県及び福島県に存するゴルフ場に係るゴルフ場利用税交付金の基準額は、第三十七条の五の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額の合算額とする。

算式

A×B×0.988×α

算式の符号

A　地方税法第103条の規定によつてゴルフ場利用税交付金を交付されるべきゴルフ場所在市町村について、当該市町村の所在する都道府県の条例により定められた当該年度の4月1日現在のゴルフ場に係る1人1日当たりの税率（これにより難いと認められる場合は、総務大臣が定める率）に192を乗じて得た額

B　総務大臣が調査した前年の3月1日からその年の2月末日までの当該市町村のゴルフ場（その年の3月31日までに廃止されたもの及び総務大臣が別に通知したものを除く。）ごとの延利用者数の1日当たりの数（当該ゴルフ場が2以上の市町村の区域にまたがつて所在する場合には、当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつて按分した数とし、1人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

α　東日本大震災に係る特例率として総務大臣が通知した数

附則第十九条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、同条第二号算式の符号中「平成21年度減収補てん債」を「平成22年度減収補填債」に改める。

附則第十九条の四中「減収補てん特例交付金」、「自動車取得税交付金減収補てん特例交付金」及び「按分」をそれぞれ「減収補填特例交付金」、「自動車取得税交付金減収補填特例交付金」及び「按分」に改める。

附則第十九条の五第一号中「一・五一五」を「一・一〇一（ただし、東京都にあつては一・一二七）」に、「平成21年度において」を「平成22年度において」に、「減収補てん債」を「減収補填債」に改め、同条に次の一号を加える。

三　改正前の省令附則第十九条の五第一項第二号の規定の適用を受けた都道府県における同号に定める前年度分過大過少額から控除された額の二分の一に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を当該控除された額から控除して得た額

附則第十九条の六中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「〇・九四五」を「〇・八八六」に、「〇・七六七」を「〇・九九九」に、「横浜市にあつては〇・九五二」を「横浜市にあつては〇・八九一」に、「〇・九五〇」を「一・九七八」に、「名古屋市にあつては〇・九五二」を「名古屋市にあつては〇・八九二」に改める。

附則第十九条の九の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度及び平成二十三年度」に改め、同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に、「平成二十一年度」を「平成二十一年度及び平成二十二年度」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第十九条の十第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項を同条第二項とする。

附則第十九条の十四第一項の表第一号中「平成十七年十月一日現在」を「平成二十二年十月一日現在」に改め、同項の表第二号中「平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」を「平成二十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成二十一年十二月一日現在）」に改め、同条第五項の表都道府県の項中「第一次産業就業者数を人口で」を「第一次産業就業者数を平成17年人口で」に、「0.023で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは」を「0.023で除して得た数（算定の過程に小数点以下3位未満の端数があるときは」に、「0.201で除して得た数（小数点以下3位未満の端数があるときは」を「0.201で除して得た数（算定の過程に小数点以下3位未満の端数があるときは」に、「平成21年10月1日現在」を「平成22年10月1日現在」に、「338」を「339」に改め、同条第七項を次のように改める。

7　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村くの分別又は按分は、次の各号に定めるところによる。

一　人口　第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

二　耕地及び林野の面積　新市町村の田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積をそれぞれ合併関係市町村の区域ごとに分別する。ただし、平成十二年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積を平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積になつてそれぞれ按分したものとし、平成十二年二月二日から平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積によつてそれぞれ按分したものとし、平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積によつてそれぞれ按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十一年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積を平成十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び樹園地の面積並びに林野面積によつてそれぞれ按分したものとする。

附則第十九条の十四第八項及び第九項中「あん分」を「按分」に改める。

附則第十九条の十五第一項から第五項を次のように改める。

（「雇用対策・地域資源活用推進費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十五　法附則第六条の二第二項の規定による測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定方法によつて、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて算定する。

測定単位の種類	測定単位の数値の算定方法	表示単位
人口	国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口	人